

行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案 新旧対照条文

目次

- 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）（第一条関係）…………… 1
- 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十九号）（第二条関係）…………… 12
- 鉱業登録令（昭和二十六年政令第十五号）（第三条関係）…………… 20
- 漁業登録令（昭和二十六年政令第二百九十二号）（第三条関係）…………… 21
- 鉱害賠償登録令（昭和三十年政令第二十七号）（第三条関係）…………… 22
- ダム使用権登録令（昭和四十二年政令第二号）（第三条関係）…………… 23
- 特定鉱業権関係登録令（昭和五十三年政令第三百八十二号）（第三条関係）…………… 24
- 動産・債権譲渡登記令（平成十年政令第二百九十六号）（第三条関係）…………… 25
- 後見登記等に関する政令（平成十二年政令第二十四号）（第三条関係）…………… 26
- 船舶登記等の一部を改正する政令（平成二十年政令第二百四十九号）（第三条関係）…………… 27
- 公共施設等運営権登録令（平成二十三年政令第三百五十六号）（第三条関係）…………… 28
- 個人情報保護委員会事務局組織令（平成二十七年政令第四百三十四号）（第四条関係）…………… 29
- 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十三年政令第四百二十一号）（附則第二条関係）…………… 30
- 復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）（附則第三条関係）…………… 31
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令……………

第百五十五号) (附則第四条関係) 32

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う総務省関係政令の整備に関する政令(平成二十七年政令第三百一号) (附則第五条関係) 33

○ 行政機関の保有する個人情報情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）（第一条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（個人識別符号）</p> <p>第三条 法第二条第三項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の利用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、特定の個人を識別するに足りるものとして総務省令で定める基準に適合するもの</p> <p>イ 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列</p> <p>ロ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によつて定まる容貌</p> <p>ハ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様</p> <p>ニ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化</p> <p>ホ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の様態</p> <p>ヘ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によつて定まるその静脈の形状</p> <p>ト 指紋又は掌紋</p> <p>二 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第六条第一項第一号の旅券の番号</p> <p>三 国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）第十四条に規定する基礎年金番号</p> <p>四 道路交通法（昭和三十五年法律第一百五号）第九十三条第一項第一号の免許証の番号</p> <p>五 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第</p>	<p>〔新設〕</p>

七条第十三号に規定する住民票コード

六 行政手続における特定の個人を識別するための番号

の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）

七 第二条第五項に規定する個人番号

次に掲げる証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された総務省令で定める文字、番号、記号その他の符号

イ 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）

九条第二項の被保険者証

ロ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年

法律第八十号）第五十四条第三項の被保険者証

ハ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第十二

条第三項の被保険者証

八 その他前各号に準ずるものとして総務省令で定める文字、番号、記号その他の符号

（要配慮個人情報）

第四条 法第二条第四項の政令で定める記述等は、次に掲

げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

一 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）

（その他の総務省令で定める心身の機能の障害があること）

二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事

する者（次号において「医師等」という。）により行

われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その

他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の

心身の変化を理由として、本人に対して医師等により

心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調

〔新設〕

剤が行われたこと。

四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

五 本人を少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

（行政機関非識別加工情報ファイル）

第五条 法第二条第十項第二号の政令で定めるものは、これに含まれる行政機関非識別加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の行政機関非識別加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものとする。

（法第五条の政令で定める者）

第六条 （略）

（個人情報ファイルの保有等に関する事前通知）

第七条 （略）

（法第十条第二項第九号の政令で定める数）

第八条 （略）

（法第十条第二項第十号の政令で定める個人情報ファイル）

第九条 （略）

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

〔新設〕

（法第五条の政令で定める者）

第三条 （略）

（個人情報ファイルの保有等に関する事前通知）

第四条 （略）

（法第十条第二項第九号の政令で定める数）

第五条 （略）

（法第十条第二項第十号の政令で定める個人情報ファイル）

第六条 （略）

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第十条 (略)

(法第十一条第一項の政令で定める事項)

第十一条 法第十一条第一項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第二条第六項第一号に係る個人情報ファイル又は同項第二号に係る個人情報ファイルの別
- 二 法第二条第六項第一号に係る個人情報ファイルについて、次条に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

(法第十一条第二項第三号の政令で定める個人情報ファイル)

第十二条 法第十一条第二項第三号の政令で定める個人情報ファイルは、法第二条第六項第二号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が法第十一条第一項の規定による公表に係る法第二条第六項第一号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

(開示請求書の記載事項)

第十三条 (略)

2 前項第一号、第十五条第一項第一号及び第二項第一号並びに第二十条第一号において「開示の実施の方法」とは、文書又は図画に記録されている保有個人情報については閲覧又は写しの交付の方法として行政機関が定める方法を用い、電磁的記録に記録されている保有個人情報については法第二十四条第一項の規定により行政機関が定める方法をいう。

3 第一項第二号及び第十五条第一項第四号において「電子情報処理組織」とは、行政機関の使用に係る電子計算

第七条 (略)

(法第十一条第一項の政令で定める事項)

第八条 法第十一条第一項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第二条第四項第一号に係る個人情報ファイル又は同項第二号に係る個人情報ファイルの別
- 二 法第二条第四項第一号に係る個人情報ファイルについて、次条に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

(法第十一条第二項第三号の政令で定める個人情報ファイル)

第九条 法第十一条第二項第三号の政令で定める個人情報ファイルは、法第二条第四項第二号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が法第十一条第一項の規定による公表に係る法第二条第四項第一号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

(開示請求書の記載事項)

第十条 (略)

2 前項第一号、第十二条第一項第一号及び第二項第一号並びに第十七条第一号において「開示の実施の方法」とは、文書又は図画に記録されている保有個人情報については閲覧又は写しの交付の方法として行政機関が定める方法を用い、電磁的記録に記録されている保有個人情報については法第二十四条第一項の規定により行政機関が定める方法をいう。

3 第一項第二号及び第十二条第一項第四号において「電子情報処理組織」とは、行政機関の使用に係る電子計算

機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（開示請求における本人確認手続等）

第十四条 開示請求をする者は、行政機関の長（法第四十六条の規定により委任を受けた職員があるときは、当該職員。第二十六条を除き、以下同じ。）に対し、次に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならぬ。

一 開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの

二 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求をする者が本人であることを確認するため行政機関の長が適当と認める書類

2
5
（略）

（法第十八条第一項の政令で定める事項）

機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（開示請求における本人確認手続等）

第十一条 開示請求をする者は、行政機関の長（法第四十六条の規定により委任を受けた職員があるときは、当該職員。第二十一条を除き、以下同じ。）に対し、次に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならぬ。

一 開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの

二 （同上）

2
5
（略）

（法第十八条第一項の政令で定める事項）

第十五条 (略)

- 2 開示請求書に第十三条第一項各号に掲げる事項が記載されている場合における法第十八条第一項の政令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。
- 一 開示請求書に記載された開示の実施の方法による保有個人情報の開示を実施することができるとき（事務所における開示については、開示請求書に記載された事務所における開示の実施を希望する日に保有個人情報の開示を実施することができるときに限る。）その旨及び前項各号に掲げる事項
 - 二 前号に掲げる場合以外の場合 その旨及び前項各号に掲げる事項

(第三者に対する通知に当たつての注意)

第十六条 行政機関の長は、法第二十三条第一項又は第二項の規定により、同条第一項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を知するに当たつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(法第二十三条第一項の政令で定める事項)

第十七条 (略)

(法第二十三条第二項の政令で定める事項)

第十八条 (略)

(開示の実施の方法等の申出)

第十九条 (略)

2 第十五条第二項第一号に掲げる場合に該当する旨の法第十八条第一項の規定による通知があつた場合において

第十二条 (略)

- 2 開示請求書に第十条第一項各号に掲げる事項が記載されている場合における法第十八条第一項の政令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。
- 一 (同上)
 - 二 (同上)

(第三者に対する通知に当たつての注意)

第十三条 行政機関の長は、法第二十三条第一項又は第二項の規定により、第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を知するに当たつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(法第二十三条第一項の政令で定める事項)

第十四条 (略)

(法第二十三条第二項の政令で定める事項)

第十五条 (略)

(開示の実施の方法等の申出)

第十六条 (略)

2 第十二条第二項第一号に掲げる場合に該当する旨の法第十八条第一項の規定による通知があつた場合において

、第十三条第一項各号に掲げる事項を変更しないときは、法第二十四条第三項の規定による申出は、することを要しない。

(法第二十四条第三項の政令で定める事項)

第二十条 (略)

(開示請求に係る手数料)

第二十一条 (略)

2 (略)

3 手数料は、次に掲げる場合を除き、開示請求書に収入印紙を貼って納付しなければならない。

一 次に掲げる行政機関又は部局若しくは機関において手数料を納付する場合(第三号に掲げる場合に該当する場合を除く。)

イ 特許庁

ロ その長が法第四十六条の規定による委任を受けた

職員である部局又は機関であつて、手数料の納付に

ついて収入印紙によることが適当でないものとして

行政機関の長が官報により公示したもの

二 行政機関又はその部局若しくは機関(前号イ及びロ

に掲げるものを除く。)の事務所において手数料の納

付を現金ですることが可能である旨及び当該事務所の

所在地を当該行政機関の長が官報により公示した場合

において、手数料を当該事務所において現金で納付す

る場合(次号に掲げる場合に該当する場合を除く。)

三 第一項第二号に掲げる場合において、総務省令で定

める方法により手数料を納付する場合

(写しの送付の求め)

第二十二條 (略)

、第十条第一項各号に掲げる事項を変更しないときは、法第二十四条第三項の規定による申出は、することを要しない。

(法第二十四条第三項の政令で定める事項)

第十七条 (略)

(手数料)

第十八条 (略)

2 (略)

3 手数料は、次に掲げる場合を除き、開示請求書に収入印紙をはつて納付しなければならない。

一 (同上)

二 (同上)

三 (同上)

(写しの送付の求め)

第十九条 (略)

(訂正請求等に関する開示請求における本人確認手続等に係る規定の準用)

第二十三条 第十四条(第四項及び第五項を除く。)の規定は、訂正請求及び利用停止請求について準用する。この場合において、同条第三項中「第十二条第二項」とあるのは、訂正請求については「第二十七条第二項」と、利用停止請求については「第三十六条第二項」と読み替えるものとする。

(法第四十四条の八第一項において準用する行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十三条第一項及び第二項の政令で定める事項)

第二十四条 法第四十四条の八第一項において準用する行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)第十三条第一項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第四十四条の五第一項の提案の年月日
 - 二 法第四十四条の五第一項の提案に係る個人情報ファイルの記録項目
 - 三 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
- 2 法第四十四条の八第一項において準用する行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十三条第二項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 法第四十四条の五第一項の提案の年月日
 - 二 法第四十四条の八第一項において準用する行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十三条第二項第一号又は第二号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由
 - 三 法第四十四条の五第一項の提案に係る個人情報ファイルの記録項目

(訂正請求等に関する開示請求における本人確認手続等に係る規定の準用)

第二十条 第十一条(第四項及び第五項を除く。)の規定は、訂正請求及び利用停止請求について準用する。この場合において、同条第三項中「第十二条第二項」とあるのは、訂正請求については「第二十七条第二項」と、利用停止請求については「第三十六条第二項」と読み替えるものとする。

〔新設〕

四 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

(行政機関非識別加工情報の利用に係る手数料)

第二十五条 法第四十四条の十三第一項の規定により納付

しなければならない手数料の額は、二万千円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

一 法第四十四条の八第一項において準用する行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十三条第一項又は第二項の規定により意見書の提出の機会を与える同条第一項に規定する第三者一人につき二百十円(当該機会を与える場合に限る。)

二 行政機関非識別加工情報の作成に要する時間一時間までごとに三千九百五十円

三 行政機関非識別加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額(当該委託をする場合に限る。)

2 | 法第四十四条の十三第二項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる者以外の者 法第四十四条の九の規定により当該行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第四十四条の十三第一項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

二 法第四十四条の九(法第四十四条の十二第二項において準用する場合を含む。)の規定により当該行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者 一万二千六百円

3 | 前二項の手数料(以下この項において単に「手数料」という。)は、次に掲げる場合を除き、個人情報保護委員会規則で定める書面に収入印紙を貼って納付しなければならない。

〔新設〕

一 次に掲げる行政機関又は部局若しくは機関において手数料を納付する場合（次号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

イ 特許庁

ロ その長が法第四十六条の規定による委任を受けた職員である部局又は機関であつて、手数料の納付について収入印紙によることが適当でないものとして

行政機関の長が官報により公示したもの
行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第四十四条の五第一項又は第四十四条の十二第一項の提案をする場合において、個人情報保護委員会規則で定める方法により手数料を納付する場合

二

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第四十四条の五第一項又は第四十四条の十二第一項の提案をする場合において、個人情報保護委員会規則で定める方法により手数料を納付する場合

（権限又は事務の委任）

第二十六条 行政機関の長（第六条に規定する者を除く。）

（）は、法第二章から第四章の二まで（法第十条及び法第四章第四節を除く。）に定める権限又は事務のうちその所掌に係るものを、内閣総務官、国家安全保障局長、内閣官房副長官補若しくは内閣サイバーセキュリティセンター長、内閣広報官、内閣情報官若しくは内閣人事局長若しくは人事政策統括官、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条若しくは第五十三条の官房、局若しくは部の長、同法第十七条第一項若しくは第六十二条第一項若しくは第二項の職、同法第十八条の重要政策に関する会議の長、同法第三十七条若しくは第五十四条の審議会等若しくはその事務局の長、同法第三十九条若しくは第五十五条の施設等機関の長、同法第四十条若しくは第五十六条（宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特

（権限又は事務の委任）

第二十一条 行政機関の長（第三条に規定する者を除く。）

（）は、法第二章から第四章まで（法第十条及び法第四章第四節を除く。）に定める権限又は事務のうちその所掌に係るものを、内閣総務官、国家安全保障局長、内閣官房副長官補若しくは内閣サイバーセキュリティセンター長、内閣広報官、内閣情報官若しくは内閣人事局長若しくは人事政策統括官、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条若しくは第五十三条の官房、局若しくは部の長、同法第十七条第一項若しくは第六十二条第一項若しくは第二項の職、同法第十八条の重要政策に関する会議の長、同法第三十七条若しくは第五十四条の審議会等若しくはその事務局の長、同法第三十九条若しくは第五十五条の施設等機関の長、同法第四十条若しくは第五十六条（宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の

別の機関若しくはその事務局長、内閣府設置法第四十三
条若しくは第五十七条（宮内庁法第十八条第一項にお
いて準用する場合を含む。）の地方支分部局長、内閣
府設置法第五十二条の委員会の事務局長若しくはその官房
若しくは部の長、同条の委員会の事務総局長若しくはその官房
局長、部若しくは地方事務所若しくはその支所の長
、宮内庁法第三条の長官官房、侍従職等若しくは部の長
、同法第十四条第一項の職、同法第十六条第一項の機関
若しくはその事務局長、同法第二項の機関の長若しくは
同法第十七条の地方支分部局長又は国家行政組織法
（昭和二十三年法律第二百十号）第七条の官房、局若し
くは部の長、同条の委員会の事務局長若しくはその官房若
しくは部の長、同条の委員会の事務総局長、同法第八
条の審議会等若しくはその事務局長、同法第八条の二
の施設等機関の長、同法第八条の三の特別の機関若しく
はその事務局長、同法第九条の地方支分部局長若しく
は同法第二十条第一項若しくは第二項の職に委任する
ことができる。

2 警察庁長官は、法第二章から第四章の二まで（法第十
条及び法第四章第四節を除く。）に定める権限又は事務
のうちその所掌に係るものを、警察法（昭和二十九年法
律第六十二号）第十九条第一項の長官官房若しくは局
、同法第二項の部、同法第二十七条第一項、第二十八条
第一項若しくは第二十九条第一項の附属機関又は同法第
三十条第一項若しくは第三十三条第一項の地方機関の長
に委任することができる。

3
(略)

機関若しくはその事務局長、内閣府設置法第四十三
条若しくは第五十七条（宮内庁法第十八条第一項にお
いて準用する場合を含む。）の地方支分部局長、内閣府設
置法第五十二条の委員会の事務局長若しくはその官房若し
くは部の長、同条の委員会の事務総局長若しくはその官房
局長、部若しくは地方事務所若しくはその支所の長、宮
内庁法第三条の長官官房、侍従職等若しくは部の長、同
法第十四条第一項の職、同法第十六条第一項の機関若し
くはその事務局長、同法第二項の機関の長若しくは同
法第十七条の地方支分部局長又は国家行政組織法（昭
和二十三年法律第二百十号）第七条の官房、局若しくは
部の長、同条の委員会の事務局長若しくはその官房若しく
は部の長、同条の委員会の事務総局長、同法第八条の
審議会等若しくはその事務局長、同法第八条の二の施
設等機関の長、同法第八条の三の特別の機関若しくはそ
の事務局長、同法第九条の地方支分部局長若しくは同
法第二十条第一項若しくは第二項の職に委任すること
ができる。

2 警察庁長官は、法第二章から第四章まで（法第十条及
び法第四章第四節を除く。）に定める権限又は事務のう
ちその所掌に係るものを、警察法（昭和二十九年法律第
百六十二号）第十九条第一項の長官官房若しくは局、同
条第二項の部、同法第二十七条第一項、第二十八条第一
項若しくは第二十九条第一項の附属機関又は同法第三十
条第一項若しくは第三十三条第一項の地方機関の長に委
任することができる。

3
(略)

○ 独立行政法人等の保有する個人情報情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十九号）（第二条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（個人識別符号）</p> <p>第一条 独立行政法人等の保有する個人情報情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の利用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、特定の個人を識別するに足りるものとして総務省令で定める基準に適合するもの</p> <p>イ 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列</p> <p>ロ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によつて定まる容貌</p> <p>ハ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様</p> <p>ニ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化</p> <p>ホ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の様態</p> <p>ヘ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によつて定まるその静脈の形状</p> <p>ト 指紋又は掌紋</p> <p>二 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第六条第一項第一号の旅券の番号</p> <p>三 国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）第十四条に規定する基礎年金番号</p> <p>四 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十三</p>	<p>〔新設〕</p>

条第一項第一号の免許証の番号

五 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第

七条第十三号に規定する住民票コード

六 行政手続における特定の個人を識別するための番号

の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号

）第二条第五項に規定する個人番号

七 次に掲げる証明書にその発行を受ける者ごとに異なる

ものとなるように記載された総務省令で定める文字

、番号、記号その他の符号

イ 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号

）第九条第二項の被保険者証

ロ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年

法律第八十号）第五十四条第三項の被保険者証

ハ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第十二

条第三項の被保険者証

八 その他前各号に準ずるものとして総務省令で定める

文字、番号、記号その他の符号

（要配慮個人情報）

第二条 法第二条第四項の政令で定める記述等は、次に掲

げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又

は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

一 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）

）その他の総務省令で定める心身の機能の障害がある

こと。

二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事

する者（次号において「医師等」という。）により行

われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その

他の検査（同号において「健康診断等」という。）の

結果

三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他

〔新設〕

の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

五 本人を少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

（独立行政法人等非識別加工情報ファイル）

第三条 法第二条第十項第二号の政令で定めるものは、これに含まれる独立行政法人等非識別加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の独立行政法人等非識別加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものとする。

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第四条 独立行政法人等は、個人情報ファイル（法第十一条第二項各号に掲げるもの及び同条第三項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。以下この条において同じ。）を保有するに至つたときは、直ちに個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

2
5
（略）

（法第十一条第一項第九号の政令で定める事項）

第五条 法第十一条第一項第九号の政令で定める事項は、

〔新設〕

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第一条 独立行政法人等は、個人情報ファイル（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第十一条第二項各号に掲げるもの及び同条第三項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。以下この条において同じ。）を保有するに至つたときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

2
5
（略）

（法第十一条第一項第九号の政令で定める事項）

第二条 法第十一条第一項第九号の政令で定める事項は、

次に掲げる事項とする。

- 一 法第二条第六項第一号に係る個人情報ファイル又は同項第二号に係る個人情報ファイルの別
- 二 法第二条第六項第一号に係る個人情報ファイルについて、第七条第三号に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

(法第十一条第二項第七号の政令で定める数)
第六条 (略)

(法第十一条第二項第八号の政令で定める個人情報ファイル)

第七条 法第十一条第二項第八号の政令で定める個人情報

ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

- 一 次のいずれかに該当する者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(イに掲げる者の採用のための試験に関する個人情報ファイルを含む。)
- イ 行政機関が雇い入れる者であつて国以外のものために労務に服するもの
- ロ イに掲げる者であつた者
- ハ 法第十一条第二項第一号に規定する者又はイ若しくはロに掲げる者の被扶養者又は遺族
- ク はロに掲げる者の被扶養者又は遺族

二 法第十一条第二項第一号に規定する者及び前号イからハまでに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの

三 法第二条第六項第二号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が法第十一条第一項の規定による公表に係る法第二条第六項第一号に係る個人情報

次に掲げる事項とする。

- 一 法第二条第四項第一号に係る個人情報ファイル又は同項第二号に係る個人情報ファイルの別
- 二 法第二条第四項第一号に係る個人情報ファイルについて、第四条第三号に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

(法第十一条第二項第七号の政令で定める数)
第三条 (略)

(法第十一条第二項第八号の政令で定める個人情報ファイル)

第四条 法第十一条第二項第八号の政令で定める個人情報

ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

- 一 (同上)

二 (同上)

三 法第二条第四項第二号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が法第十一条第一項の規定による公表に係る法第二条第四項第一号に係る個人情報

の 報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるも

(開示請求書の記載事項)

第八条 (略)

2 前項第一号、第十條第一項第一号及び第二項第一号並びに第十五條第一号において「開示の実施の方法」とは、文書又は図画に記録されている保有個人情報については、閲覧又は写しの交付の方法として、独立行政法人等が定める方法をいい、電磁的記録に記録されている保有個人情報については、法第二十四條第一項の規定により独立行政法人等が定める方法をいう。

3 第一項第二号及び第十條第一項第四号において「電子情報処理組織」とは、独立行政法人等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。)と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(開示請求における本人確認手続等)

第九條 開示請求をする者は、独立行政法人等に対し、次に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならぬ。

一 開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二條第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九條の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七

の 報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるも

(開示請求書の記載事項)

第五條 (略)

2 前項第一号、第七條第一項第一号及び第二項第一号並びに第十二條第一号において「開示の実施の方法」とは、文書又は図画に記録されている保有個人情報については、閲覧又は写しの交付の方法として、独立行政法人等が定める方法をいい、電磁的記録に記録されている保有個人情報については、法第二十四條第一項の規定により独立行政法人等が定める方法をいう。

3 第一項第二号及び第七條第一項第四号において「電子情報処理組織」とは、独立行政法人等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。)と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(開示請求における本人確認手続等)

第六條 開示請求をする者は、独立行政法人等に対し、次に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならぬ。

一 開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二條第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九條の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に

十一号) 第七条第一項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの

二 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求をする者が本人であることを確認するため独立行政法人等が適当と認める書類

2
5 (略)

(法第十八条第一項の政令で定める事項)

第十條 (略)

2 開示請求書に第八条第一項各号に掲げる事項が記載されている場合における法第十八条第一項の政令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 開示請求書に記載された開示の実施の方法による保有個人情報の開示を実施することができるとき(事務所における開示については、開示請求書に記載された事務所における開示の実施を希望する日に保有個人情報の開示を実施することができるときに限る。)その旨及び前項各号に掲げる事項
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 その旨及び前項各号に掲げる事項

(第三者に対する通知に当たつての注意)

第十一條 独立行政法人等は、法第二十三条第一項又は第二項の規定により、同条第一項に規定する第三者に対して、当該第三者に関する情報の内容を知するに当たつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不

関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの

二 (同上)

2
5 (略)

(法第十八条第一項の政令で定める事項)

第七條 (略)

2 開示請求書に第五条第一項各号に掲げる事項が記載されている場合における法第十八条第一項の政令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 (同上)
- 二 (同上)

(第三者に対する通知に当たつての注意)

第八條 独立行政法人等は、法第二十三条第一項又は第二項の規定により、第三者に対して、当該第三者に関する情報の内容を知するに当たつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留

当に侵害しないように留意しなければならない。

(法第二十三条第一項の政令で定める事項)

第十二条 (略)

(法第二十三条第二項の政令で定める事項)

第十三条 (略)

(開示の実施の方法等の申出)

第十四条 (略)

2 第十条第二項第一号に掲げる場合に該当する旨の法第十八条第一項の規定による通知があった場合において、第八条第一項各号に掲げる事項を変更しないときは、法第二十四条第三項の規定による申出は、することを要しない。

(法第二十四条第三項の政令で定める事項)

第十五条 (略)

(写しの送付の求め)

第十六条 (略)

(訂正請求等に関する開示請求における本人確認手続等に係る規定の準用)

第十七条 第九条(第四項及び第五項を除く。)の規定は、訂正請求及び利用停止請求について準用する。この場合において、同条第三項中「第十二条第二項」とあるのは、訂正請求については「第二十七条第二項」と、利用停止請求については「第三十六条第二項」と読み替えるものとする。

意しなければならない。

(法第二十三条第一項の政令で定める事項)

第九条 (略)

(法第二十三条第二項の政令で定める事項)

第十条 (略)

(開示の実施の方法等の申出)

第十一条 (略)

2 第七条第二項第一号に掲げる場合に該当する旨の法第十八条第一項の規定による通知があった場合において、第五条第一項各号に掲げる事項を変更しないときは、法第二十四条第三項の規定による申出は、することを要しない。

(法第二十四条第三項の政令で定める事項)

第十二条 (略)

(写しの送付の求め)

第十三条 (略)

(訂正請求等に関する開示請求における本人確認手続等に係る規定の準用)

第十四条 第六条(第四項及び第五項を除く。)の規定は、訂正請求及び利用停止請求について準用する。この場合において、同条第三項中「第十二条第二項」とあるのは、訂正請求については「第二十七条第二項」と、利用停止請求については「第三十六条第二項」と読み替えるものとする。

(法第四十四条の八第一項において準用する独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第十四条第一項及び第二項の政令で定める事項)

第十八条 法第四十四条の八第一項において準用する独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四百十号)第十四条第一項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第四十四条の五第一項の提案の年月日

二 法第四十四条の五第一項の提案に係る個人情報ファイルの記録項目

三 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2

法第四十四条の八第一項において準用する独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第十四条第二項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第四十四条の五第一項の提案の年月日

二 法第四十四条の八第一項において準用する独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第十四条第二項第一号又は第二号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由

三 法第四十四条の五第一項の提案に係る個人情報ファイルの記録項目

四 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

〔新設〕

○ 鉦業登録令（昭和二十六年政令第十五号）（第三条関係）
（略）

○ 漁業登録令（昭和二十六年政令第二百九十二号）（第三条関係）
（略）

○ 鈹害賠償登録令（昭和三十年政令第二十七号）（第三条関係）
（略）

○ (略) ダム使用権登録令 (昭和四十二年政令第二号) (第三条関係)

○ 特定鉱業権関係登録令（昭和五十三年政令第三百八十二号）（第三条関係）
（略）

○ 動産・債権譲渡登記令（平成十年政令第二百九十六号）（第三条関係）
（略）

○ 後見登記等に関する政令（平成十二年政令第二十四号）（第三条関係）
（略）

○ 船舶登記令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第二百四十九号）（第三条関係）
（略）

○ 公共施設等運営権登録令（平成二十三年政令第三百五十六号）（第三条関係）
（略）

○ 個人情報保護委員会事務局組織令（平成二十七年政令第四百三十四号）（第四条関係）
（略）

- 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十三年政令第四百二十（略）（附則第二条関係））

○ 復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）（附則第三条関係）
（略）

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）
（附則第四条関係）
（略）

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う総務省関係政令の整備に関する政令（平成二十七年政令第三百一号）（附則第五条関係）（略）